

# 長崎市の認知症高齢者グループホーム火災とその後の対応

## 【火災の概況】

- 出火：平成25年2月8日（金）19：40分頃
- 施設：グループホームベルハウス東山手
  - ・入居者数 9名（うち1名短期入居者）
  - ・鉄骨造一部木造4階建
    - 1、2階がグループホーム（以下「GH」という）
    - 3、4階は事務所と住宅の用途
  - ・GH部分の床面積：259.64㎡  
消防法施行令に基づくスプリンクラー設置義務のかかる対象施設(275㎡以上)には非該当
- 死傷者数：
  - ・死者 5名（1名は病院搬送後(3月4日)に死亡)  
内訳（GH利用者4名、一般住宅の居住者1名）
  - ・負傷者 7名  
内訳（GH利用者5名、職員1名、一般住宅の居住者1名）

## （参考）過去のグループホーム火災とその後の対応

- 平成18年1月8日発生(長崎県大村市)  
やすらぎの里さくら館：死者7名、負傷者3名、延床面積：279.1㎡

- ◇ 275㎡～1,000㎡未満のGH等へのスプリンクラーの設置費用補助（平成21年4月～）  
※ 消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置面積の義務の引き下げ 1,000㎡→275㎡へ（平成19年6月改正 平成21年4月1日施行）
- ◇ 夜間人員配置基準を強化：宿直不可とし、夜勤の義務づけ（平成18年4月～）

- 平成22年3月13日発生(北海道札幌市)  
グループホームみらいとんでん：死者7名、負傷者2名、延床面積：248.43㎡

- ◇ スプリンクラーの設置が義務づけられていない275㎡未満のGH等にスプリンクラー設置費用を補助(平成22年9月～)
- ◇ GHの事業者が避難訓練等を実施するに当たり「地域住民の参加が得られる」ための運営基準の一部改正(平成22年9月～)
- ◇ 夜間人員配置基準のさらなる強化：ユニットごとに1人の夜勤(2ユニットで1人の夜勤を認めていた例外規定の廃止)(平成24年4月～)

## 今後の対応

※平成25年2月9日付 老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 事務連絡  
「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」

## 防火安全体制の徹底

- ・防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保等の点検等の周知徹底
- ・非常災害対策に係る各項目の実施状況等の点検
- ・消火設備の設置状況の点検

## スプリンクラー未設置のグループホームへの積極的な補助制度の活用

- ・介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用を図り、積極的なスプリンクラー設備の設置

# 総務省消防庁及び厚生労働省老健局による スプリンクラー設置等実態調査等のスケジュールについて

